下記の出席停止期間の基準は、文部科学省発行「学校において予防すべき 感染症の解説」(平成25年3月)より抜粋しています。

注2	病 名	出席停止期間の基準
第 一 種	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジ フテリア、ポリオ他	治癒するまで
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療法が終 了するまで
	麻しん(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで(注4)
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過す るまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認め られるまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認め られるまで(抗結核薬の予防投薬は出席停止に該当しない)
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認め られるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	コレラ	
	腸チフス	
	細菌性赤痢	
	パラチフス	
	その他の感染症 (感染性胃腸炎、マイコプラ ズマ等)	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、 全身状態が良くなるまで (注4)

注4「全身状態が良好になる」とは、支障なく学校生活が送れる状態と考える。